

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令案に対する意見及びその考え方

■意見募集期間：令和6年10月12日(土)から同年11月11日(月)まで

■案件番号：145210379

■意見提出数：4件(法人・団体：0件、個人：4件)

■意見提出者：以下のとおり

受付	意見提出者
1	個人A
2	個人B
3	個人C
4	個人D

意 見	考え方	案の修正
(意見1) 1枚目の改正後欄の13行「の規定による公表」と、2枚目の改正後欄の6行「による公表」の違いは、何を意味しているのか？ 【個人A】	○双方が表す意味に相違はないため、ご指摘を踏まえ、電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令案第25条第1号を「法第110条の3第1項第1号の規定による公表が行われていること。」に修正します。	有
(意見2) 今役所がこのテーマにギョギョ言い始める理由がわからない 悪いことやろうしてるような空気を感ずる 物価と減税と賃上げにもっと必死になったら？ 税金使ってまでやることなの？ 【個人B】	○本件は、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和四年法律第七十号)の制定・施行を踏まえ、令和6年度中を想定する同改正法に規定する第二種適格電気通信事業者の指定の申請に向け、その手続を整備しようとするものです。	無
(意見3) 民主主義の国では自由競争が当たり前。 国が余計な規制をするな！ 【個人C】	○本件は、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第108条及び第110条の3第1項に基づく申請について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第5条第1項の規定に基づき、審査基準を定めるものです。	無
(意見4) ミリ波普及のために、他のバンドの利用に対して課税する。ミリ波に対応していない端末の販売に課税する。 【個人D】	○「電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令案」の意見募集の対象外であるため、御意見として承ります。	無

(以上)